

嘉手納基地への立ち入り調査の要求決議

北谷町は、町全域の住民が北谷浄水場からの給水を受けており、日々、町民の健康不安が続いている。

P F A S を含有する原水が、嘉手納基地由来の水であるといわれている。ストックホルム条約によって製造・使用が禁止された物質からなる泡消火剤の使用はもとより、保有し続けることも到底容認できない。

また、米国内の各州では、健康被害に対する賠償を求めて民事訴訟が行われ賠償金の支払いも発生している。健康被害への懸念から、州内では P F A S 関連の含有量を、10 ナノグラムパーリットル以下の基準に設定しているところも出てきたが、米兵とその家族を含めた周辺住民の健康不安は続いている。

厚生労働省が設定した50 ナノグラムパーリットルは、P F O A と P F O S だけの合算値であり、健康に影響がないとはいえない。沖縄県は低体重児の出生率が全国一高く、がん発症比率も高い。2014年に締結された「環境補足協定」を適用し、地元自治体による調査を認めるべきである。

町民不安解消のために、沖縄県及び関係7市町村に対して、立ち入り調査することを許可するとともに下記の項目について強く要求する。

記

- 1 県や各自治体による立ち入り調査に協力し、北谷浄水場の水源となっている嘉手納基地内の河川及び井戸群の水と、取水源周辺の土壌採取及び P F A S 関連物質の含有量の検査を許可すること。
- 2 原因とされている泡消火剤の保管状況の現場確認と、国際的に禁止されている P F A S 含有の泡消火剤を廃棄しない理由を説明すること。
- 3 従来から消火訓練が行われてきた訓練場の現場確認及び土壌採取調査を許可すること。
- 4 基地内で生活している米兵とその家族の飲み水は、どのように確保しているのか調査し公表すること。

以上、決議する。

令和2年9月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

嘉手納基地第18航空団司令官